

## 4 運転作業における基本の徹底

- ① 運転作業標準等の作成・整備を行う。
- ② 作業方法等を定め、関係者に周知する。
- ③ 強風等により危険が予想されるときは、作業を中止する。
- ④ 感電のおそれがある場所では、必要な安全措置を行う。
- ⑤ 点検を行うときは、動力電源を切り「点検中」、「通電禁止」等の表示をする。
- ⑥ 運転は有資格者が行う。
- ⑦ 移動式クレーンは水平堅固な地盤の上でアウトリガーを最大に張り出し、転倒するおそれのない状態で設置する。
- ⑧ 過負荷防止装置等安全装置が有効に機能していることを確認する。
- ⑨ 作業指示を明確にする。
- ⑩ つり荷の下に作業者を立ち入らせない。
- ⑪ 上部旋回体に接触するおそれのある箇所は立ち入り禁止とする。
- ⑫ 衝撃・荷振れ運転及び斜めづりはしない。
- ⑬ つり上げ、走行、旋回等の区切りごとに安全確認を行う。

## 5 玉掛け作業における基本の徹底

- ① 玉掛け作業標準等の作成・整備を行う。
- ② 作業内容・役割分担を明確にし、玉掛け作業責任者の指示のもとに行う。
- ③ 玉掛け作業は有資格者が行う。
- ④ 玉掛け用具の点検・整備を確実に実施する。
- ⑤ つり荷の質量目測は正確に行う。
- ⑥ 玉掛け用具の適正な選定・使用を行う。
- ⑦ 玉掛け作業は、足元を安全にし、退避場所を確保して行う。
- ⑧ つり荷の角張ったところには必ず当てものをする。
- ⑨ 地切り後一旦停止し、玉掛け用ワイヤロープ等の張り及びつり荷の安定等を確認する。
- ⑩ 合図は、周囲の安全状況等を確認し、明瞭に行う。
- ⑪ 高所作業では、要求性能墜落制止用器具の使用等墜落の防止措置を行う。

## 6 安全衛生教育の推進

教育担当者の養成と資質の向上を図り、クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士並びに玉掛け業務従事者に対して、視聴覚教材の使用、討議方式等を取り入れた効果的な安全衛生教育を実施する。

## 7 安全活動の推進と安全意識の高揚

安全パトロール、危険予知活動、安全改善提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動を推進するとともに、表彰制度、ポスター等により労働災害防止についての安全意識の高揚を図る。